

東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成31年2月25日(月) 東北支社4階会議室	
委 員	風間 基樹(東北大学大学院教授) 齊藤 幸治(弁護士) 富田 真(東北学院大学教授) 欠席 久田 真(東北大学大学院教授) 小林 正明(東北経済連合会 専務理事) 古川 直磨(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成30年8月1日~平成30年11月30日	
抽出案件	総件数【6件】	備 考
工事	【4件】	
・一般競争	1件	小名浜道路 小名浜跨道橋(鋼上部工)工事
・条件付一般競争	1件	東北自動車道 可変式道路情報板設備更新工事
・拡大型指名競争	1件	秋田自動車道 自家発電設備更新工事
・随意契約	1件	常磐自動車道 楢葉～双葉間舗装工事
調査等	【1件】	常磐自動車道 山元～亘理間舗装下滯水域調査
物品等	【1件】	十和田管理事務所 事務所備品等購入
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></p> <p>平均参加者数が減少しているが、東北支社に限った傾向なのでしょうか。</p>	<p>全社的分析は未了のため、確たることは申し上げられません。なお、今回の審議対象期間における東北支社の審査案件の半数を施設工事が占めているなど、工種的な偏りが影響している可能性があります。</p>
<p><u>【工事入札契約状況報告】</u></p> <p>継続契約方式による調達はいつごろ実施するのでしょうか。</p> <p>後発工事（今回発注する工事に続き随意契約を締結する予定の工事）は最大2件とのことですが、後発工事に関する他の制約条件はあるでしょうか。</p> <p>継続契約方式による発注時、後発工事の内容を示すのでしょうか。</p>	<p>平成31年2月15日に入札公告を行っております。</p> <p>工事場所の近接を要件としております。</p> <p>入札公告時点で予定している工事場所、工事内容、概算の数量、工期を示します。</p>
<p><u>【特定工種に関する横断的分析報告】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし 	
<p><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし 	
<p><u>【資格取消等状況一覧表報告】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p><u>【一次苦情及び一次説明処理状況表報告】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p><u>【談合情報について】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	
<p><u>【抽出事案の審議】</u></p> <p>「小名浜道路 小名浜跨道橋(鋼上部工)工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし。 	

意見・質問	回 答
<p>「東北自動車道 可変式道路情報板設備更新工事」</p> <p>入札参加者間で入札価格がこうも大きく異なることが不思議に思われます。想定される理由を教えてください。</p>	<p>確たる理由は不明ですが、入札参加者の工場の稼働状況等により機器の製作価格が大きく変動するため、入札時期によって入札価格が大きく変わる可能性があります。</p>
<p>本工事における入札前価格交渉は、落札者1者のみと行ったのでしょうか、それとも、入札参加者全員と行ったのでしょうか。</p>	<p>全ての入札参加者と交渉しました。</p>
<p>契約制限価格は、全ての入札者の最終見積額を基に積算したのでしょうか。</p>	<p>最も安価な最終見積額を基に積算しました。</p>
<p>「秋田自動車道 自家発電設備更新工事」</p> <p>本工事は、東北支社管内の複数事務所にかかる自家発電設備等を工事対象とし、また、契約履行要件として24時間のバックアップ体制の構築を求めています。</p> <p>広範囲で、かつ、24時間体制での支援体制を構築できる業者は限られるため、果たして発注ロットとして適切であったといえるのかどうか、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>契約履行要件とした24時間でのバックアップ体制とは、故障等発生時に電話連絡ができる窓口を設けることを求めるものであり、現地へ至急駆けつけることを強いるものではありません。よって、複数事務所にわたる工事において、24時間バックアップ体制を求めても、競争性を阻害する等の問題は生じないものと考えております。</p>
<p>複数事務所分を一括発注したほうが安くなる等、経済性に着目した発注ロットの検討はされておりますか。</p>	<p>機器単価だけで申し上げますと、発注ロットが大きくなつたほうが安価となる傾向があるのは事実です。</p>
<p>自家発電設備は、災害発生時等の通常の電力供給が停止した際に稼働するものであり、突発的なメンテナンスを依頼することはないとと思われます。</p>	<p>しかし、経済性の観点のみならず、NEXCO東日本における監督体制その他さまざまな要素を考慮し、3か年計画を立て、同計画に従い発注ロットを設定しております。</p>
<p>契約履行要件として求める24時間バックアップ体制が電話連絡対応窓口を設けることに過ぎないとのことであれば、バックアップ体制の構築そのものの金銭的ウェイトはそう重くないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者へ突発的なメンテナンスを依頼することは、まずありません。定期点検時に異常が確認されれば対応を求めることがあります。</p>
	<p>そうです。NEXCO東日本としては、このようなバックアップ体制を構築できる業者と契約したいと考えております。</p>

意見・質問	回 答
<p>「常磐自動車道 楢葉～双葉間舗装工事」 入札不調後の再発注を随意契約としたことにより、再度競争に付す場合と比べ、どの程度調達期間を短縮できたのでしょうか。</p> <p>当初発注時、NEXCO東日本の契約制限価格と受注者の入札額が4割ほど乖離していた理由を教えてください。</p>	<p>2か月短縮できました。これにより、開通予定期間に間に合うようになります。</p> <p>帰還困難区域を含む工事であること、短期間で施工するために資機材等を遠方より調達し、運搬してこなければならないこと等の事情があり、NEXCO東日本の当初積算ではこれらが十分見込まれていなかつたことが原因です。</p>
<p>「常磐自動車道 山元～亘理間舗装下滞水域調査」 参加表明書の評価結果（順位）と技術提案書の評価結果（順位）が逆転しております。 こうなると、参加表明書で求めた同種業務の設定等が本当に適切であったのかということになります。</p> <p>参加表明書の評価点が低かった落札者は、技術提案書の提出者として選定されなかった可能性があります。</p> <p>本件の参考業務規模は900万円でしたが、契約制限価格は674万円でした。契約制限価格が大きく下がった理由を教えてください。</p> <p>受注者は、契約制限価格が参考業務規模よりも低額になったことに關し、どのように理解しているのでしょうか。受注者にとっては、見積合わせの時点で不意打ちを食らったような部分があったのではないかでしょうか。</p>	<p>テクリスを使用して可能な限り適切な同種業務の設定に努めましたが、滞水域調査そのものを対象とする過去実績が出てこなかつたことを受け、試行錯誤の末に本件の同種業務を設定しました。</p> <p>結果として、2者の参加表明を得ることができましたので、競争条件としては成立していたものと考えております。</p> <p>もっと多くの参加表明があったならば、その可能性はあります。</p>
<p>「十和田管理事務所 事務所備品等購入」 調達する机等の仕様はどの程度指定しましたか。</p> <p>入札前に、入札参加者が納入を予定する事務机等がNEXCO東日本の仕様を満足することを確認しているのですか。</p>	<p>見積対象項目の見積額が当社想定額よりも安価であったため、これを採用して設計した契約制限価格も下がったということです。</p> <p>受注者の認識は確認しておりません。また、受注者からそのような申し出もありませんでした。</p> <p>事務机等としてNEXCO東日本が求める最低限の仕様を示しております。</p> <p>そうです。</p>

審議結果の報告

審議案件全体について、入札の事務手続きについて特段の疑義はないものと認められます。

なお、以下の点について、今後の入札手続きにおいて改善又は検討等お願いします。

- 1 . 不調不落率が年度ごとに変化がない状況が続いている。引き続き改善に努力して頂きたい。今回、継続契約方式が導入されたが、不調不落対策としての実効性があったかどうかを検証・評価する必要があること。
- 2 . 入札前価格交渉方式において、複数の業者からの見積価格に大きな開きがあった場合に、その理由を発注者として把握しておく必要があること。
- 3 . 技術提案 100 %の入札ではまず、技術提案に基づいて優先交渉者を決定し、その後に価格交渉に進むべきで、初期に提示した参考価格を基に契約制限価格を決定し、入札するのは非合理的であること。
- 4 . 書面審査（参加表明書評価）(40 %)とヒアリング審査（技術提案書評価）(60 %)の比率が適切であったかどうかは、要検討であること。
- 5 . 新しい技術を使った調査でも、受注業者が複数ある以上、ある程度普及した技術であると考えられる。何を持って新しいと判断するのか検討の必要があること。